

第203回 教育研究評議会 要 録

日 時 令和4年1月19日（水） 13時00分～15時16分
場 所 遠隔会議：Z棟R01室，各研究室等
出席者 今岡学長，藤原理事，小路田理事，小川理事，野村理事，平井理事，河本副学長，黒子副学長，高須副学長，安田副学長，遊佐副学長，才脇副学長，中山文学部長，山内理学部長，中山生活環境学部長，渡邊人間文化総合科学研究科長，藤田工学部設置準備室会議議長，石崎評議員，鈴木広光評議員，酒井評議員，鈴木則子評議員，高田評議員，柳澤評議員，久保評議員
欠席者 柳沢評議員
列席者 三野監事，福田監事，岩阪事務局次長／総務・企画課長，桑原国際課長，川村研究協力課長，林財務課長，岩田施設企画課長，鱸学務課長，西村学生生活課長，早川入試課長，横井学術情報課長

議事に先立ち，前回の記録を確認。

事務局長から，前回の教育研究評議会における高田評議員からの国立大学法人奈良国立大学機構組織運営通則の修正の提案について，より誤解が生じないように本日の教育研究評議会資料2のとおり修正することとしたい旨の説明があった。

事務局長から，前回の教育研究評議会における柳沢評議員からの国立大学法人奈良国立大学機構組織運営通則第11条第1項「大学に教育研究評議会を置く」の記載は国立大学法人法との整合性が取れているのかとの質問について，国立大学法人法第21条「国立大学法人に法人が設置する国立大学ごとに・・・教育研究評議会を置く」と定められており，大学は法人が設置しているものであり，大学に設置するものは法人に設置するものと解釈しており，整合性がとれている旨の回答があった。また，国立大学法人奈良国立大学機構組織運営通則第5条第2項における「大学の長」を「学長」と略称することは適切なのかとの質問について，国立大学法人法，学校教育法及び学校教育法の改正に伴う施行通知に照らし合わせて適切であると判断する旨の回答があった。

学長から，理事長就任予定者が選任した国立大学法人奈良国立大学機構大学総括理事候補者（奈良教育大学学長候補者：宮下俊也，奈良女子大学学長候補者：今岡春樹）及び任期（令和4年4月1日から令和6年3月31日まで）について報告があった。

I 審議事項

1. 学内諸規程等の制定等について

(1) 国立大学法人奈良国立大学機構業務方法書の一部改正について

総務・企画課長から，資料1及び参考資料1により説明があり，審議の結果，原案のとおり承認し，役員会へ付議することとした。

(2) 国立大学法人奈良国立大学機構組織運営通則の制定について

総務・企画課長から，資料2により説明があり，審議の結果，原案のとおり承認し，役員会へ付議することとした。

(3) 国立大学法人奈良国立大学機構役員等に関する規程の制定について

総務・企画課長から，資料3により説明があり，審議の結果，原案のとおり承認し，役員会へ付議することとした。

(4) 国立大学法人奈良国立大学機構連携教育開発センター規程の制定について

小川理事からから，資料4により説明があり，審議の結果，両大学で調整していくこととした。
酒井評議員から，教員研修チームの役割について質問があり，小川理事から，教育委員会から現職教員の研修の依頼への対応等が想定される旨の回答があった。また，教育計画室との関わりについて質問

があり、教育開発センターは両大学が協働する内容を検討する組織であり、そこで検討された内容を教育計画室に持ち帰って検討することとなり、センターの構成員は教育計画室と重複することが想定される旨の回答があった。

高田評議員から、センター運営委員会の構成員を規程に定めるべきとの意見があり、小川理事から、センター運営委員会の構成員は別途定める旨の回答があった。

(5) 奈良国立大学機構附属学校合同運営委員会規程の制定について

小川理事から、資料5により説明があり、高田評議員から、第2条第二号の委員を両大学から1名ずつ選出し2名とすること、第2条第四号を「その他委員会が認めた者」とすることの修正意見があり、審議の結果、両大学で調整してくこととした。

(6) 奈良女子大学教育システム研究開発センター規程の一部改正について

小川理事から、資料6により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日付けで施行することとした。

石崎評議員から、今回の改正の趣旨が教育研究活動から研究活動に特化するための改正であるのであれば、第2条の目的から「教育」の文言を省いてはとの意見があり、小路田理事から、福井大学との連合教職大学院に関連して教育の記載も残しておく必要がある旨の発言があった。

久保評議員から、現行規程から「学部等と附属学校間の連携教育の実施に関すること」が削除されているが、アカデミックガイダンスに関しては今後どこで検討するのかとの質問があり、小川理事から、現行も本センターで検討していることではない旨の回答があった。

(7) 奈良女子大学教育システム研究開発センター運営委員会規則の一部改正について

小川理事から、資料7により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日付けで施行することとした。

(8) 奈良女子大学STEAM・融合教育開発機構規程の制定について

小路田理事から、資料8により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日付けで施行することとした。

(9) 奈良国立大学機構における人を対象とする生命科学・医学系研究に関する規程の制定について

研究協力課長から、資料9により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日付けで施行することとした。

(10) 奈良女子大学における人を対象とする研究に関する倫理規程の一部改正について

研究協力課長から、資料10により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日付けで施行することとした。

(11) 奈良女子大学における人を対象とする生命科学・医学系研究の実施に関する規程の一部改正について

研究協力課長から、資料11により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日付けで施行することとした。

(12) メガチップス大学院進学奨励奨学金取扱規程の制定について

小川理事から、資料12により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日付けで施行することとした。

(13) 奈良女子大学における連携開設科目の取扱規程の制定について

小川理事から、資料13及び参考資料2により説明があり、文学部長から、参考資料2の別紙は学部

規程に載せるべきとの意見が、石崎評議員から、取扱規程の附則に「当面の間、この規程は、各学部規程に定める教養科目群に限定して適用する」と記載されているが、連携開設科目がどのようなものでどのように実施されていくのかといったコンセプトを明確に学生に伝えるべき、令和4年度の実施科目は非常勤講師が担当しているものが多く、両大学の専任教員が担当することが連携開設科目の筋ではないかとの意見が、理学部長から、連携開設科目が教養科目以外を想定していないのであれば、取扱規程の附則「当面の間」の記載は削除してはとの意見があり、審議の結果、一部文言を検討のうえで承認し、令和4年4月1日付けで施行することとした。

酒井評議員から、学生にどのように周知されるのかとの質問があり、学務課長から、全学教育ガイドにて説明内容を記載することの回答があった。

理学部長から、連携開設科目は各学部規程に定める必要があるのかとの質問があり、学務課長から、連携開設科目は奈良女子大学が実施する科目ではなく、必ずしも学部規程に定めるべきものではない旨の回答があった。

(14) 奈良女子大学博士後期課程学生支援 SGC+ (Shattering the Glass Ceiling and Beyond) プロジェクト取扱要項の制定について

遊佐副学長から、資料14により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、本日付けで施行し、令和3年12月27日付けで適用することとした。

2. 第4期中期目標・中期計画について

小路田理事から、資料15-1～15-3により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会へ付議することとした。1月21日(金)に、文部科学省へ提出する予定であるが、意見等があれば本日17時までに評価企画係に連絡いただきたい旨の発言があった。

3. お茶の水女子大学との協定締結について

小路田理事から、資料16により、理系女性教育開発共同機構を解消後も、お茶の水女子大学と理工系分野において協定を締結することについて説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

4. DMG森精機株式会社との協定締結について

藤原理事から、資料17により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会へ付議することとした。

5. その他

文学部長から、やまと共創郷育センター長名で、地域志向科目必修制度の廃止にかかる学部規程の改正について依頼文書が来ているが、廃止については教学上の重要事項であるため、教育研究評議会の審議事項となるのではとの質問があり、学長から、確認する旨の回答があった。

II 報告事項

1. 第290回役員会について

学長から、資料18により報告があった。

2. 奈良教育大学との連携協議について

学長から、資料19により、附属学校教員の地域手当も事務職員と同様10%とすることを確認したこと等、奈良教育大学との連携協議の進捗について報告があった。また、事務局長から、資料19により、機構の組織等について説明があった。

3. 公欠・忌引の扱いについて(申合せ)の一部改正について

学務課長から、資料20により報告があった。

4. 奈良女子大学マイクロン科学技術研究助成事業の実施について
安田副学長から、資料2 1-1～2 1-2により報告があった。また、寄付金の納入が遅れており、実施時期については変更の可能性がある旨の説明があった。
5. ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（牽引型）の中間評価結果について
安田副学長から、資料2 2により報告があった。
6. 令和3年度卒業式及び令和4年度入学宣誓式の実施形態について
事務局長から、資料2 3により報告があった。
7. 学生特別支援室主催全学研修会について
黒子副学長から、資料2 4により周知があった。
8. 各室等からの報告について
安田副学長から、資料2 5により「シンポジウム－女性研究者支援の歩みとこれから－」の開催について周知があった。
9. その他
なし

以 上